

外務省と同時発表

平成24年3月13日

中国による原材料3品目の輸出規制についてWTO協定に基づく協議を要請

本日、我が国は米国及びEUとともに、中国がレアアース・タングステン及びモリブデンに関して行っている輸出規制について、中国に対し、WTO協定に基づく協議を要請しました。

1. 中国は、上記3品目に関して輸出規制（①輸出税の賦課、②輸出数量の制限及び③最低輸出価格の設定）を行っています。先般、中国のボーキサイト等の原材料に関して行っている輸出規制はWTO協定に違反するとのWTOの判断が確定したことを踏まえ、問題の解決に向けて、米国及びEUとともに、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を行うこととしました。
2. 具体的な協議日程については、今後、関係国との間で調整していく予定です。

(参考) WTO協定に基づく協議とは

WTO協定は、問題となっている措置がWTO協定に違反するか否かをWTOパネル（第一審）に付託するに先立ち協議を行うよう義務づけており（少なくとも60日間）、合意による問題解決が奨励されています。

(本発表に係るお問い合わせ先)

・WTO紛争処理全般について

通商政策局 通商機構部参事官（ルール担当）

（併）国際経済紛争対策室長 風木

担当者：田辺、西岡

電話：03-3501-1511（内線3056）

03-3501-6596（直通）

・レアアース等に関する対策について

製造産業局 非鉄金属課長 星野

担当者：川淵、明石

電話：03-3501-1511（内線3861～5）

03-3501-1794（直通）

・日中経済関係について

通商政策局 北東アジア課長 高木

担当者：飯田、原

電話：03-3501-1511（内線3016～9）

03-3501-0531（直通）

(参考資料)

中国の原材料輸出規制に係る先行ケースの結果

- 中国の原材料輸出規制について、2009年6月に米国・EU・メキシコがWTO協定に基づく協議要請を行ったが合意に至らず、同年12月にパネルが設置された。
- 2011年7月にパネル最終報告が出され、中国の輸出規制がWTO協定に不整合であることを認定したが、中国政府はパネルの判断に不服があるとして上級委員会に申し立てを行った。
- 本年1月30日に、パネルの判断を概ね支持する上級委員会報告が出された。

- (1) 対象品目:ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、シリコンメタル、黄リン、亜鉛の9品目
- (2) 対象措置:原材料に対する輸出数量制限・輸出税の賦課等
- (3) 根拠WTO協定:GATT第11条1(数量制限の一般的禁止)
中国のWTO加盟議定書(輸出税の撤廃・上限輸出税率の設定等)
- (4) 論旨:今回問題となった輸出数量制限は、環境保護例外を定めたGATT20条(b)号、資源保護例外を定めた同条(g)号適用の要件を満たさず、正当化されないとの判決。環境保護や資源保護は、国内の環境規制や生産数量制限で対応することが基本。

中国による原材料の輸出規制

輸出枠

(出典: 中国商務部)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年 (第1期)
レアアース(t)	60,173	47,449	50,145	30,259	30,184	24,904
タングステン(t)	15,400	18,828	18,526	19,490	19,925	11,380
モリブデン(t)	N.A.	42,753	41,582	41,678	41,678	24,517

輸出税(例)

(出典: 中国国務院関税税則委員会)

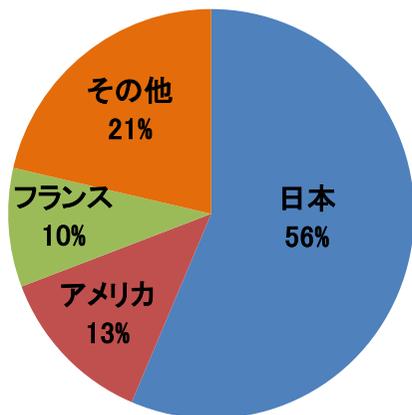
	06年11月	07年6月	08年11月	09年7月	11年1月
ネオジウム	0%	10%	15%	15%	25%
ジスプロシウム	0%	10%	25%	25%	25%
テルビウム	0%	10%	25%	25%	25%
タングステン	0%	5%	10%	5%	5%
モリブデン	0%	10%	15%	15%	15%

対象品目の貿易実績(2011年)

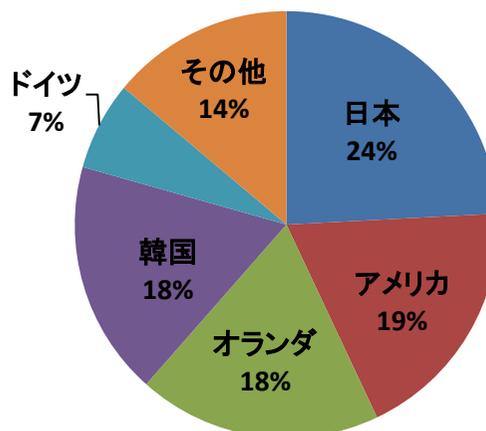
(1) 中国の輸出

(出典)中国税関

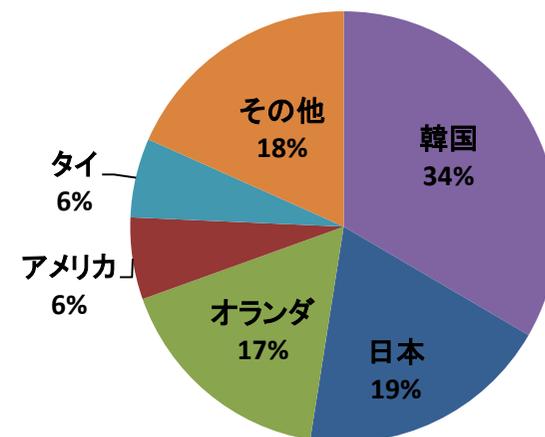
レアアース



タングステン



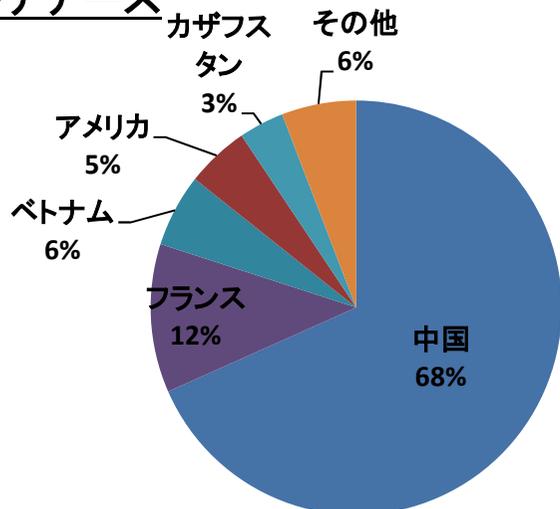
モリブデン



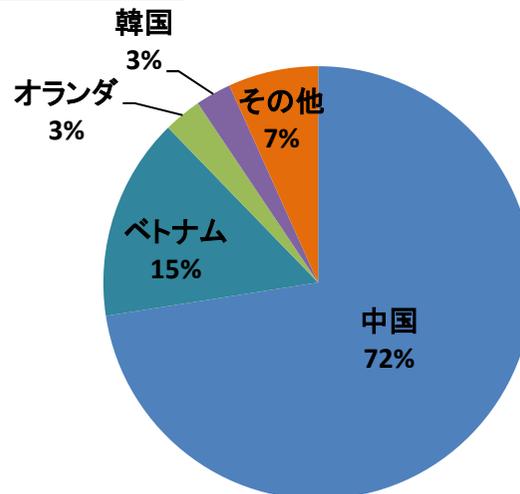
(2) 日本の輸入

(出典)財務省貿易統計

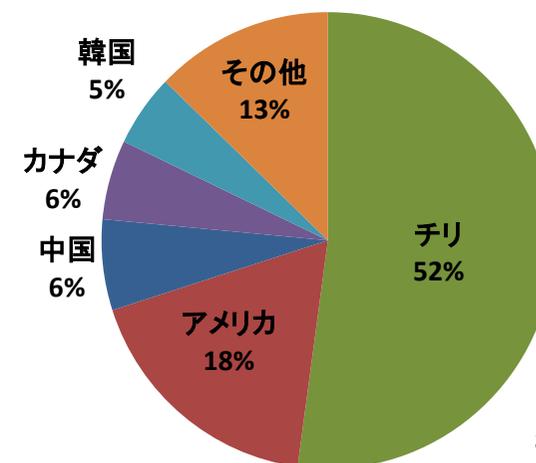
レアアース



タングステン



モリブデン



その他の政策対応

1. 代替材料・使用量低減技術開発

- ・レアアース磁石に使用されるジスプロシウム使用量低減技術開発
- ・ガラス精密研磨用セリウムの代替材料・使用量低減技術開発

2. レアアース等利用産業に対する国内立地支援

- ・レアアース磁石に使用するジスプロシウム使用量低減製造設備導入
- ・タングステン等、希少資源を回収するリサイクル設備導入

3. 鉱山開発・権益確保／供給確保

- ・海外鉱山開発の推進と権益確保
- ・資源国との協力による鉱山開発

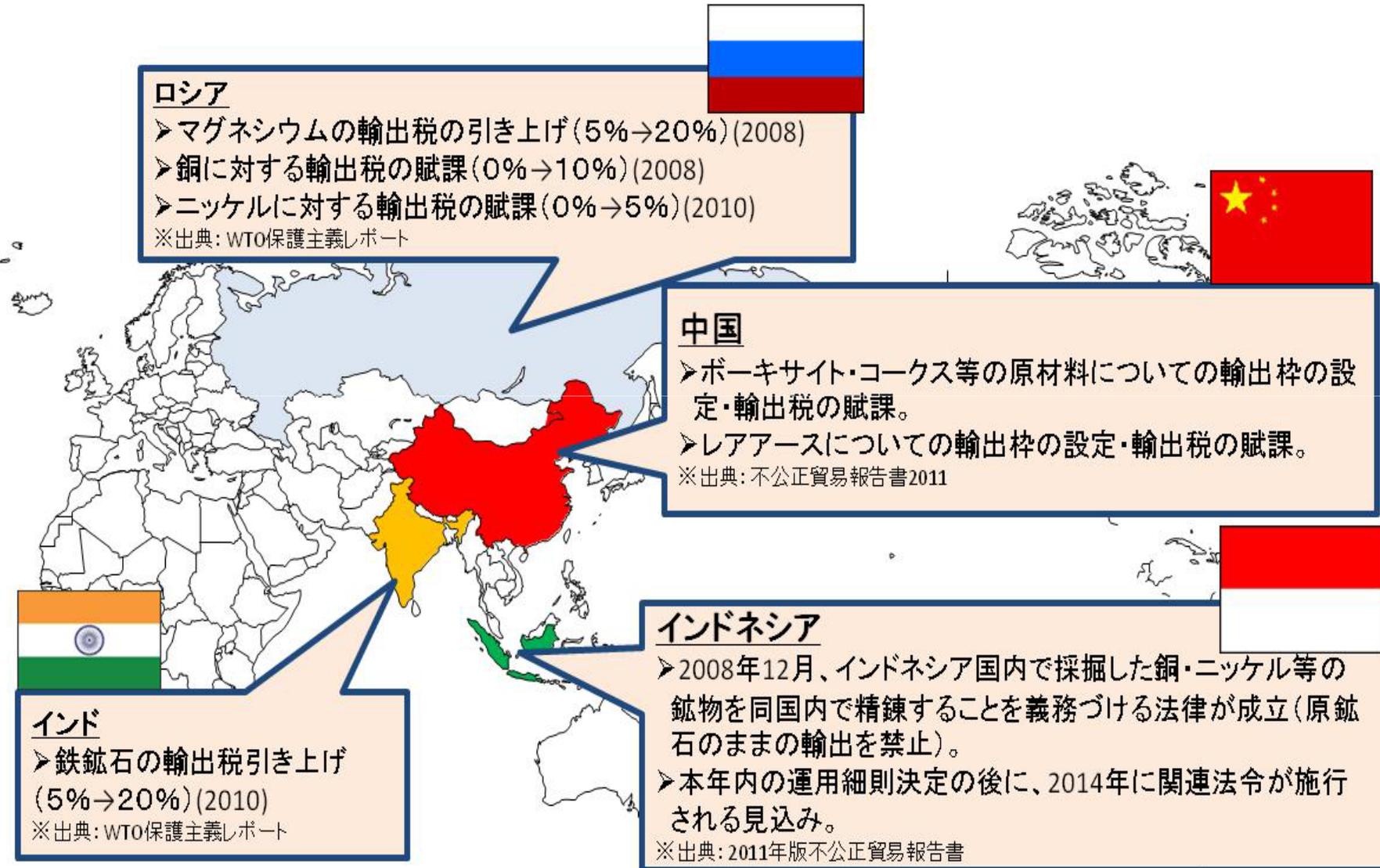
4. 中国政府への働きかけ

- ・二国間での問題解決に向けた働きかけ
- ・レアアース交流会議、環境協力等を含めた働きかけ

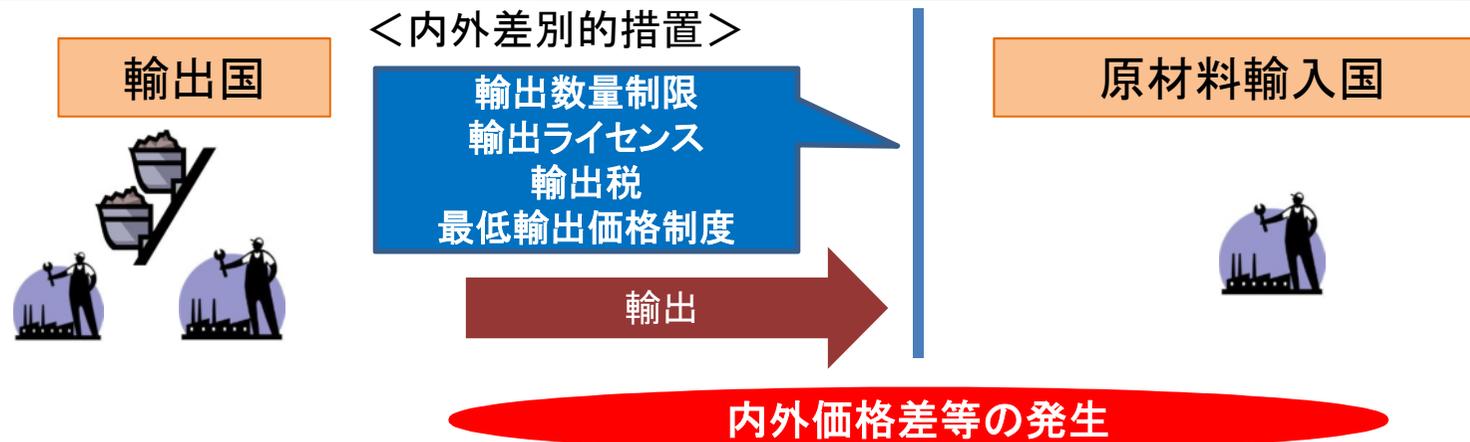
5. 多国間の連携強化

- ・G20、OECD等での取り組み、研究開発協力などの日米欧三極協力

各国の輸出規制の状況



輸出規制に係るWTO協定上の問題点



- 輸出規制は、WTO協定に違反（数量制限の一般的廃止を定めたGATT第11条違反）。
- 環境保護や有限天然資源の保存を理由とした輸出規制の正当化は極めて限定的にしか認められていない。

(参考)

GATT第10条3項(a) (貿易規則の公表及び施行)

各締約国は、1に掲げる種類のすべての法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない。

GATT第11条(数量制限の一般的廃止)

締約国は、(輸入又は輸出について、)割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない。

GATT第20条(一般的例外)

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

WTO紛争解決手続の概要

1) 二国間協議要請

WTO協定では、問題となっている措置がWTO協定に違反するか否かをWTO紛争解決機関に付託する前に二国間協議を行うことを義務づけており(少なくとも60日間)、二国間合意による問題解決が奨励されている。

※WTO発足以来、約半数の案件(二国間協議要請があった430件のうち218件)が二国間協議の段階で解決している。なお、協議内容については非公開とされている。

2) パネル設置

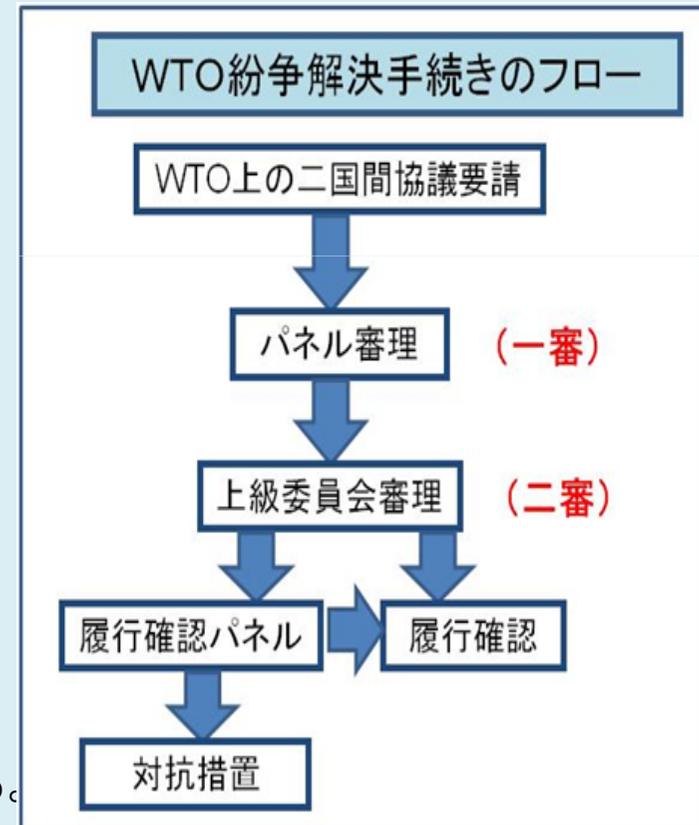
協議要請後60日の期間内に協議で解決ができない場合、当事国はパネルの設置を要請することができる。パネルは準司法パネリスト(3名)により構成され、判断まで9ヶ月~1年程度。

3) 上級委員会への申し立て

当事国は上級委員会への申し立てを行うことができる。上級委員会は上級委員7名のうち3名で構成。

4) 勧告又は裁定の実施

被提訴国は、パネルもしくは上級委員会による勧告を実施する義務を負う。当該勧告が履行されるまでの間、所定の手続に基づき、提訴国に対抗措置(提訴国からの輸入への関税引上げ等)を講じる権利が生じる。



各国のWTO紛争解決手続利用状況

▶近年、WTO上の二国間協議を要請・被要請した事案ともに、中国関連が増加している（2001年のWTO加盟以来10年にして、既に我が国を超える紛争案件数になっている）。

